唐津青翔高校寄宿舎（以下「寮」という。）の運営及び入舎生（以下「寮生」という。）の生活についてはこの寮則の定めるところによる。

唐津青翔高校 寮則

第１条（目的）

本寮は、唐津青翔高校に学ぶ生徒の安心・安全な生活環境を確保するとともに、共同生活を通して自立、自律、他者への配慮及び社会性を育むことを目的とする。

第２条（基本方針）

寮生活は、生徒自身の自己管理と主体的な生活を基本とする。日常生活において自分でできることは自分で行い、寮生同士が互いを尊重して共同生活を営む。安全、衛生、健康及び緊急時については、舎監、学校、保護者その他関係者が必要な支援を行う。

第３条（寮生の責務）

寮生は、本寮則及び別に定める「寮生活の手引き」を守り、他の寮生の生活、安全、学習及び休息を妨げないよう配慮する。困りごとや安全・健康上の不安があるときは、抱え込まずに舎監、学校等へ相談する。

第４条（生活の自己管理）

起床、身支度、学習、整理整頓、個人の食事準備、服薬その他日常生活に関する事項は、原則として本人が管理する。ただし、安全・健康上の必要がある場合は、舎監、学校又は保護者が確認・支援することがある。

第５条（点呼・所在確認）

寮生は、別に定める時刻・方法による点呼及び所在確認に応じなければならない。点呼又は所在確認ができない場合、舎監等は安全確認のため本人、保護者、学校等へ連絡することがある。

第６条（外出・外泊・帰省）

寮生は、外出、門限後の外出、外泊又は帰省を行う場合、別に定める方法により必要な連絡・確認を行う。外泊及び帰省は、保護者の責任及び了解のもとで行い、保護者から舎監へ連絡することを基本とする。

第７条（共同生活と生活時間）

寮生は、別に定める生活時間を守るとともに、夜間の生活音、通話、音楽、情報端末の利用等について、他の寮生の休息・学習を妨げないよう配慮する。

第８条（清掃・衛生）

個室の整理・清掃は本人の責任で行う。共用部は寮生が協力して清掃し、私物を放置しない。ごみ、洗濯、入浴、食材・共用品の取扱いについては、別に定める衛生上のルールを守る。

第９条（寮生自治）

寮生は、週替わりの「ウィークリー寮長」その他の役割を通して、共用部の環境整備、声かけ、共用品確認等に協力する。日常の細かな生活ルールは、寮生と運営者が話し合い、必要に応じて見直すことができる。

第 10 条（食事）

寮生は、提供される食事及び共用品を適切に取り扱い、配膳、片付け、食器・容器の処理、個人食材の管理等について別に定めるルールを守る。アレルギーその他健康上の配慮が必要な事項は、保護者が事前に学校へ申告する。当該事項への対応は、本人及び保護者による自己管理を基本とし、学校及び舎監は、申出の内容を踏まえ、可能な範囲で必要な配慮を行う。

第 11 条（健康・服薬）

日常の健康管理及び服薬は、本人及び保護者の自己管理を基本とする。特別な配慮が必要な場合は、事前に学校等へ申告し、対応方法を協議する。体調不良、けが、感染症等が発生した場合は、本人は速やかに舎監又は学校へ申し出る。

第 12 条（鍵・居室）

寮生は、鍵を適切に管理し、無断で他の寮生の居室に立ち入ってはならない。安全確認、設備点検、緊急対応その他必要な場合、舎監等が居室へ立ち入ることがある。この場合、原則として本人に事前確認を行い、緊急時は事後に説明する。

第 13 条（施設・設備の利用）

寮生は、施設、設備及び備品を大切に使用し、故意又は重大な過失による破損・紛失があった場合は、速やかに報告する。費用負担の取扱いは、別に定める。

第 14 条（禁止事項）

寮生は、法令・校則に反する行為、他者の生命・身体・財産・プライバシーを侵害する行為、共同生活の安全や秩序を重大に損なう行為をしてはならない。来客、持込み禁止物その他の具体事項は「寮生活の手引き」で定める。

第 15 条（緊急時の行動）

火災、地震、大雨、停電、不審者その他の緊急時には、寮生は自らの安全確保を最優先し、舎監、学校、行政等の指示及び別に定める避難マニュアルに従う。

第 16 条（ルール違反等への対応）

寮則又は生活ルールが守られない場合は、単発の失敗と継続的な課題を分け、本人への声かけ・確認、改善支援、学校・保護者との共有等を段階的に行う。入寮継続の判断を含む正式な対応基準・手続は別に定める。

第 17 条（入退寮等）

入寮の許可及び退寮に係る最終的な決定は学校長が行う。入退寮の基準及び手続は、「佐賀県立唐津青翔高等学校入退舎要領」の定めるところによる。

第 18 条（費用）

寮費、食費、共益費その他の費用、支払方法、返金、滞納時の取扱い等は別に定める。

第 19 条（見直し）

本寮則及び関連する生活ルールは、寮生活の実態、安全上の必要、寮生・保護者・舎監・学校等からの意見を踏まえ、必要に応じて見直す。

附則

1 この規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規定は、必要に応じて見直すものとする。